国際都市推進きたかみ市民会議会則

（名称）

第１条　この会は、国際都市推進きたかみ市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　市民会議は、北上市が国籍や民族を問わず、誰にもやさしく、暮らしやすく、そして、訪れても快適な多文化共生の国際都市に成長していくため、地域の国際化推進方針を定め、市民や各種団体等が情報を共有・連携しながら、協働でその実現に向け活動を展開することを目的とする。

（事業）

第３条　市民会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事務及び事業を行う。

(1) 国際都市推進のための目標、方針及び計画を定め、推進する。

(2) 国際都市推進のための地域づくりについて普及及び啓発を行う。

(3) 国際都市推進のために行政関係、各種団体及び企業等への協力要請、連絡調整を行う。

(4) 国際都市推進のために北上市の歴史、文化や風土など、郷土理解を高める事業を推進する。

(5) その他国際都市推進に必要な事項を行う。

（組織）

第４条　市民会議は、目的に賛同する団体及び会長が指名した個人をもって組織する。

（事務局）

第５条　市民会議に事務局を置く。

２　事務局は、北上市国際交流ルーム内に置き、同ルーム及び北上市まちづくり部生涯学習文化課の職員をもって充てる。

（役員）

第６条　市民会議に次の役員を置く。

(1) 会長　１人

(2) 副会長　２人

(3) 常務理事　１人

(4) 理事　15人以内

(5) 監事　２人

２　会長及び副会長は、会議において選任する。

３　会長は、会務を掌理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5　常務理事は、第９条第３項第１号の幹事長を務め、具体的な事業推進にあたる。

6　理事は、目的に賛同する団体及び会長が指名した個人で、会議の運営にあたる。

7　監事は、市民会議の出納を監査する。

（任期）

第７条　会長、副会長及び監事の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第８条　市民会議の会議は、第２条の目的を達成するための役員の選任、事業計画、予算決算等事業の推進について審議及び承認、その他の会務の重要事項を審議決定する。

2　会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3　会議は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事会）

第９条　市民会議に、第３条の事業を実施するため、幹事会を置く。

2　幹事会は、会長が指名した市民をもって組織する。

3　幹事会の事業の円滑な推進のため、次の役員を置く。

(1) 幹事長　　１人

(2) 副幹事長　２人

4　幹事長は、常務理事が務め、会務を運営する。

5　副幹事長は、幹事会において互選とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6　幹事は、市民会議の事業推進のため、計画的な企画、予算等を作成するなど、会の運営を担当する。

7　幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

8　幹事会は、事業推進のために会の連絡調整及び連携できる団体等への協力要請を行う。

9　幹事会は、多文化共生と多言語化の必要性について調査、研究を行うとともに、訪れる人のために、おもてなしの心の醸成のための普及及び啓発を行う。

10　幹事会は、会議で議決された事項以外の事業を実施する場合、会議に諮り承認を得た後、推進するものとする。

（部会）

第10条　市民会議に第９条で定める幹事会の補助組織として部会を置くことができる。

2　部会は、姉妹都市記念行事等、幹事会が特別に対応する必要があると判断する場合に設置することができるものとし、部会員は幹事長が指名した市民をもって組織する。

3　部会の事業の円滑な推進のため、次の役員を置く。

(1)　部会長　１人

(2)　副部会長　２人

4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会計）

第11条　市民会議の経費は、負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2　市民会議の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（補則）

第12条　この会則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附　則

この会則は、平成25年８月26日から施行する。

この会則は、平成27年５月14日から施行する。（一部改正）